

公益社団法人島根県防犯連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人島根県防犯連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、島根県松江市に置く。

(公告の方法)

第3条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、島根県内で発行されている山陰中央新報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、県民の防犯意識の高揚を図り、地域住民の自主的な防犯活動を促進するとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに青少年の健全育成に寄与し、もって犯罪や非行のない安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための広報啓発事業
- (2) 防犯団体の育成及び防犯ボランティア活動に対する協力援助
- (3) 防犯功労団体及び防犯功労者の表彰
- (4) 防犯対策の調査及び研究
- (5) 防犯設備、防犯資機材のあっせん及び紹介
- (6) 風俗環境の浄化活動及び風俗営業管理者講習業務
- (7) 青少年の非行防止と健全育成活動
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、島根県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 各警察署単位に設けられた地区防犯協会、島根県の区域を単位として業種別に設けられた防犯団体及び前条に定める事業に準じた活動を現に

行っている団体又は個人で、本会の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業の推進を援助するために入会した団体又は個人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（正会員等の資格の取得）

第7条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより入会申込みをし、その承認を受けなければならない。

（会費等の負担）

第8条 会員は、理事会が別に定めるところにより、年度ごとに会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、総会の決議によって定める。ただし、年度の中途において新たに入会した会員の会費は、理事会の決議によって定める。

3 本会の運営上、特に必要がある場合においては、総会の決議によって、会員から臨時に運営費を徴収することができる。

（任意退会）

第9条 会員は、任意に退会することができる。

2 会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定めるところにより退会届を提出しなければならない。

3 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなし、前項の手続きを要しない。

（除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則・規程に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会員を除名するときは、除名の決議を行う総会において、当該除名の決議を行う前にその会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の納入義務を2年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(役員 の 設置)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長、副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事の3分の1以上は正会員の中から選任しなければならない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が決議した順序により、副会長が本会を代表し業務執行にかかる職務を代行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

6 会長及び副会長並びに専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第12条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬及び費用の弁償)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前項の規定による費用の支弁に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第5章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第19条 本会に、任意の機関として名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、島根県知事の職にあるものをもってあてる。
- 3 顧問及び参与は、学識経験者及び本会に功労のある者のうちから、顧問は3名以内、参与は2名以内の範囲で、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(職務)

第20条 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、総会において意見を述べることができる。

(報酬及び費用の弁償)

第21条 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

- 2 名誉会長、顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前項の規定による費用の支弁に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第6章 総会

(構成)

第22条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第23条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第24条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招集）

第25条 総会は、法令に別に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（議決権）

第27条 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

（決議）

第28条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第29条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決事項等の通知)

第30条 総会の議事の経過の要領及びその結果は、会長が速やかに欠席した正会員に通知する。

(議事録)

第31条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員の中から選出された2名以上が記名押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第32条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長、副会長及び監事が記名押印する。

第8章 資産及び会計等

(資産の種別)

第39条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

(2) 公益法人への移行日以後に基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議による。

2 基本財産のうち、現金は金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公債その他の有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第41条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむを得ない事由により、基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、あらかじめ理事会において3分の2以上の決議を経て、総会の承認を得るものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するものとする。

3 第1項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号まで

の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次に掲げる書類を事務局に5年間備え置き、併せて定款及び正会員名簿も備え置いて、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項の書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

2 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、

公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局長である重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第51条 この定款に規定するもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は松浦正敬、代表理事（副会長）は萬代宣雄、松田和久、最初の業務執行理事は三上 昇とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。